

本稿は、地方税における税務事務の広域化・共同化をめぐる近年の動向を紹介し、その意義を確認するものである。平成19年度以降、税の滞納整理の業務を広域的に共同で行う市町村や道府県が増加している。また、近年では、滞納整理以外の税務を含めて税務事務の全体を共同で行うことを検討する地方団体も登場している。現在、税務事務の広域化・共同化は、税務行政においてもっとも関心の高い課題のひとつである。

そもそもなぜ税務事務を広域化・共同化することが求められるのであらうか。端的に言えば、公平な課税と税務行政の効率化はトレード・オフ（二律背反）の関係にあるからというのがその答えである。課税の公平性・適正性を確保するためには、それなりの費用がかかる。一方で、税務行政の効率化とは、

税務行政にかかる費用を削減することである。片や費用の増加となり、片や費用の削減を志向するのであるから、そのまま両立させることは困難なのは自明である。このようなトレード・オフを突破する有力な手段のひとつが税務事務の共同処理である。税務事務を共同で処理することは、規模の経済のメリットを活かし、費用の増加を抑制しつつ課税の公平性や適正性を向上させるのである。

このようにして税務事務の広域化・共同化が図られる背景には何があるのだろうか。そもそも税務事務を共同化することにはどんな意義があるのでだろうか。先行事例はどうなっているだろうか。どんな仕組みで実施するのだろうか。本稿は、税務事務の広域化・共同化に関心のある税務職員に役立つことを目的として、最近における税務事務の広域化・共同化をめぐる議論を整理し、いくつかの興味深い事例を紹介するとともに、税務事務の広域化・共同化のあり方を考えるものである。

## I 税務事務の広域化・共同化

### 1 事務の共同処理の現状

税務事務の広域化・共同化は、税務事務を複数の市町村で共同して処理することであり、たとえば「広域行政」などの用語で表される地域間の連携のひとつである。総務省は、広域行政の必要性を述べることで、今日における地域間の連携の意義を次のように述べている。<sup>(1)</sup>

「高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化してお

り、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的

な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています」。「さらに、今日、市町村は少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています」。「また、市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいますが、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によつては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります」。「広域的な取組を進める方法としては、複数の市町村が合併して一つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村は、そのままで連携調整して取り組む広域行政があります」。

すなわち多様な行政課題に的確に対応するために

表1 主な事務の種類別共同処理の状況

共同処理の方法	協議会	県等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
広域行政計画等	65 (110)		123 (158)	22 (30)	210 (296)	
農業用水	9 (11)	75 (73)	30 (33)	114 (117)		
林道・林野	1 (2)	6 (6)	91 (93)	3 (2)	101 (104)	
病院・診療所	2 (3)	1 (1)	16 (48)	119 (135)	3 (4)	141 (191)
児童福祉			51 (46)	27 (27)	3 (1)	81 (74)
老人福祉	1 (1)		13 (18)	109 (127)	12 (13)	135 (159)
障害者福祉	5 (4)	105 (108)	50 (51)	84 (80)	32 (28)	277 (271)
介護保険	1 (2)	132 (142)	56 (42)	146 (123)	47 (47)	382 (356)
後期高齢者医療				48 (49)	48 (49)	
上水道	5 (5)	22 (39)	102 (108)	1 (1)	130 (151)	
下水道	6 (7)	209 (196)	32 (34)	1 (2)	248 (239)	
ごみ処理	3 (2)	108 (107)	399 (422)	26 (25)	533 (556)	
し尿処理			77 (79)	355 (386)	15 (14)	447 (479)
火葬場	3 (3)	71 (71)	223 (233)	14 (14)	311 (321)	
小学校	7 (8)	72 (74)	11 (11)	1 (0)	91 (93)	
中学校	7 (8)	68 (65)	28 (31)	1 (0)	104 (104)	
社会教育	9 (28)	(1)	12 (18)	24 (44)	5 (4)	95 (95)
消防	2 (1)	148 (152)	284 (297)	20 (19)	454 (460)	
救急	1 (1)	127 (140)	282 (295)	20 (19)	430 (455)	
機具研修	3 (5)	81 (61)	55 (57)	13 (15)	132 (138)	
退職手当			126 (80)	47 (48)	173 (126)	
公務災害	6 (6)	385 (364)	44 (43)		435 (413)	
公平委員会		112 (114)	1,111 (1,169)	8 (10)	5 (4)	1,236 (1,297)
競争・競選・競争	1 (1)		853 (838)	29 (31)		883 (870)
会館・共有財産等の維持・管理	2 (2)		18 (44)	78 (87)	5 (5)	103 (138)
住民票等の交付			1,089 (936)			1,089 (936)

(注) ( ) 内: 前回値 (H20.7.1調査時点)

(出所) 総務省自治行政局市町村体制整備課『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』における「第3-2表 主な事務の種類別共同処理の状況」による。

は、市町村合併によって対応するというだけではなく、複数の市町村が連携してひとつの事務を処理するというやり方も推奨されるのであり、その方策が広域行政ということになる。実際のところ、このようにして改めて説明されるまでもなく、その有用性はすでに多くの地方公共団体において認識されているといえる。その証左に從来から地方公共団体は広域行政の仕組みを積極的に利用している。総務省『地方公共団体の事務の共同処理の状況調』(平成22年7月1日現在)<sup>(2)</sup>によると、共同処理している総件数は7563件、関係団体は2万483団体(延べ)にのぼる。共同処理している総件数や関係団体数は「市町村合併に伴う一部事務組合や協議会の解散等」のために減少する傾向にあるが、広域連合は「平成19年に各都道府県で後期高齢者医療広域連合の設置」があつたことなどにより近年においても若干増加している。税務事務の共同処理についていえば、税の滞納処分の共同処理の状況は、「事務の委託」が設置数2件(2団体)、「一部事務組合」が20件(302団体)、「広域連合」が4件(83団体)である。「機関等の共同設置」はゼロ件である。参考までに、主な事務の種類別共同処理の状況を示せば、表1のようになる。税務事務は、今のところは共同処理が進んでいるとはいえないかもしない。しかしながら、税務事務を共同処理するというやり方に対する関心が高まつたのは近年のことでもあることから、今後は質量ともに税務事務の共同処理が増加していくものと見込まれる。<sup>(4)</sup>

## 2 税務事務における広域化・共同化

ところで、そもそも税務事務を広域化・共同化するとはどういうことであろうか。税務事務の共同処理を検討する際には具体的にはどんなことに留意しなければならないのだろうか。これは本稿全体にわたるテーマではあるが、ここで簡単に整理しておく

ことにしたい。

税務事務の広域化・共同化とは、事務の共同処理という観点から言えば、複数の市町村や場合によつては都道府県とも連携して、一緒に税務事務を処理することになる。したがって、近隣の市町村で一体的に税務事務を処理したり、あるいは、全県的に市町村と都道府県が共同して税務事務を処理したりすれば、それで税務事務を共同処理したということになる。もちろんこれだけで「規模の経済」というメリットがある程度は活かされることになり、税務事務の効率化を図ることにつながるといえる。

総務省「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」(平成21年)は、事務の共同処理のメリットとデメリット、そして共同処理に向いている事務の特徴を次のようにまとめている。

### 【共同処理のメリット】

- ① 規模の拡大により効率性が向上 → 行政コストの低減

- 充実 ↓ サービスや行政水準の向上

① 職員の専任化や専門職の確保など体制がより  
② 個々の団体の独自性が發揮できなくなる  
③ 広域化によりサービスの拠点が遠くなる等、  
④ 中立性・独立性が強化  
⑤ 市町村の区域を超えた対応が可能  
⑥ 共同処理のデメリット

【共同処理に適した事務の特徴】

  - ・事務が定型的で裁量の余地が小さいもの
  - ・規模の拡大による効率化が可能なものの
  - ・専門性が高いもの、一定の規模があることが望  
ましいもの
  - ・広域的に実施することが施策目的の達成に有効

【共同処理に適した事務の特徴】

  - ・事務が定型的で裁量の余地が小さいもの
  - ・規模の拡大による効率化が可能なものの
  - ・専門性が高いもの、一定の規模があることが望  
ましいもの
  - ・広域的に実施することが施策目的の達成に有効

スケールメリットを働かせる方法として有効である。

(財)資産評価システム研究センターの報告書『地方税に関する資産課税のあり方に関する調査研究』(平成18年3月)は、評価事務の効率性向上に関するところ、大都市で2・51円、都市で2・71円、町村で5・31円となっている。徴税効率を「税額100円当たり徴税費」による指標で見た場合、(中略)スケールメリットが働きにくい小規模団体ほど徴税効率が悪い傾向が見受けられる」としており、固定資産税の業務においても共同処理が事務の効率化につながることを示唆している。それにもかかわらず税の滞納整理とは異なって、固定資産税評価における広域化・共同化が進まないのはなぜであろうか。これを理解するためには、固定資産税評価が他の税事務とは異なる性格を持つことを理解し、そして固定資産税評価における広域化・共同化の意味が税の滞納整理などの事務を共同処理することとは異なる

だと考えられるもの

これらの観点と照らし合わせたとき、税務事務は「専門性が高く、体制強化が課題となつてゐる」と考えられることから共同処理によるメリットが大きいと考えられ、また、とくに税の滞納処理は「住民との一定の距離があることがむしろ望ましいもの」と考えられることから共同処理によるデメリットが小さいと考えられることになる。

現在、税務事務において広域化・共同化が積極的に検討されているのは「税の滞納整理」と「固定資産税評価（とくに家屋評価）」である。しかしながら、これらにおける広域化・共同化の実現度合いは大きく異なる。税の滞納整理については、多くの道府県においてすでに共同処理の仕組みが設けられるところまで進んでいるのに対し、固定資産税評価の広域化・共同化はほとんど進んでいない。確かに、固定資産税においても評価事務を共同化することは

スケールメリットを働かせる方法として有効である。

(賤) 資産課税のあり方に関する調査研究』  
方税に関する資産課税のあり方に関する調査研究』  
『玄武(3月)』は、平面事務の効率化向上を関  
して

る意味を持つことを押さえておかなければならぬ。端的にいえば、第1に、固定資産税評価は「裁量の余地が大きい」のである。すべての固定資産税評価は、「固定資産評価基準」に基づいて行なわれる。

て、「固定資産税の徴税効率を都市の規模別で分析すると、大都市で2・51円、都市で2・71円、町村で5・31円となつていて。徴税効率を「税額100円当たり徴税費」による指標で見た場合、（中略）スケールメリットが働きにくい小規模団体ほど徴税効率が悪い傾向が見受けられる」としており、固定資産税の業務においても共同処理が事務の効率化につながることを示唆している。それにもかかわらず、税の滞納整理とは異なつて、固定資産税評価における広域化・共同化が進まないのはなぜであろうか。

これを理解するためには、固定資産税評価が他の税務事務とは異なる性格を持つことを理解し、そして固定資産税評価における広域化・共同化の意味が税の滞納整理などの事務を共同処理することとは異なる

共同化なのである。広域化・共同化することがすなわちスケールメリットの確保につながるわけではなく、広域化・共同化によるスケールメリットを活かして簡便法による適正な資産評価（家屋評価）を実現するということが、固定資産税評価における広域化・共同化なのである。

固定資産税評価における広域化・共同化がもつ意味は、単に事務を共同処理することにとどまらないのである。このことを理解するならば、固定資産税評価の広域化・共同化がもたらすメリットが行政コストの削減にとどまるものではないこともまた容易に理解されるであろう。「市町村の区域を超えて、固定資産の評価が統一された形（水準）で実施されることが、納税者の信頼を確保<sup>(6)</sup>」することにつながるのであり、「同一の組織が広域的に評価を実施すれば、市町村間における評価の公平性が確実に確保される。また、共同化の受け皿となる広域的組織において評価事務が行なわれれば、政策的な意思が評価

に内包される懸念が制度的にも回避される<sup>(7)</sup>」ことにもあるのであり、固定資産税評価の広域化・共同化は税の公平性や信頼性を高めるのである。

税に対する信頼の向上についていえば、税の滞納整理にも同様の効果があるといえる。税の滞納整理は、単に収入を確保するだけではなく、市町村や都道府県が公平に施策に取り組んでいるという印象を住民に与える。これは、すなわち行政への信頼を高めることになる。税の滞納整理や固定資産税評価など税務事務の共同処理には、単なるコストの抑制というだけではなく、税の公平性の向上を通じて、行政に対する信頼を高めるという効果も期待されるのである。

## II 税務事務の広域化・共同化を促す背景

### 1 地方行財政改革と税務事務の広域化・共同化

地方税の税務事務において広域化・共同化が求められるのは、地方行財政改革によって公務員数の削減が行われた結果、税務職員数が減少し人事異動サイクルが短縮化したことなどによって低下した課税事務におけるマンパワーを補いたいというのが直接的かつ切実な税務行政の現場の動機といえる。また、地方行財政の将来を考えると、分権的で効率的な地方行財政の運営にとって税務行政の更なる効率化は避けられない課題である。

そもそも地方団体が自らの財源を自らできちんと確保することは、地方自治の観点においてもともと重要な課題である。税は地方自治を支える礎である。応益負担の考え方によつて徴収する収入を財源として地方自治は運営される。納税者としての意識に目

覚めた住民は、地域に積極的に関与するとともに、受益と負担との関係にも敏感になる。分権的制度における地方団体には、今まで以上に、公平な税務事務の遂行を求められるのであり、適正な課税や税の滞納への毅然とした対処が求められるのである。

### 2 税の滞納整理の背景

これらの税務事務の広域化・共同化を求める理念的な意義もさることながら、税の滞納整理について共同処理が積極的に推進されるのには、次のような現実的な理由を考えることができる。

地方団体が滞納整理に力を入れるようになつた直接的なきっかけは平成19年の所得税から個人住民税への税源移譲である。そこでは、三位一体の改革のひとつとして、3兆円規模の税源が国から地方へと移譲された。地方団体にしてみれば、税源移譲によって自主財源が増加することが好ましいことなの

図2は、滞納残高（累積）（平成22年度決算額）の内訳を示している。道府県税で5兆824億円、市町村税で1兆4468億円の累積滞納額であり、地方税全体で2兆292億円である。内訳は、道府県税では個人住民税4兆21億円（69・0%）、自動車税565億円（9・7%）、不動産取得税400億円（6・9%）、法人事業税357億円（6・1%）であり、市町村税では個人住民税6303億円

が生じた理由は、もちろん税源移譲にあり、地方団体が個人住民税から得るべき収入が増えたことによる。税源移譲の副産物といえるかもしれない。税源移譲をきっかけにして誕生した税の滞納整理のための連携の仕組みには、道府県の積極的な関与がある。ほとんどの場合、道府県と市町村が連携して滞納整理に当たる仕組みになっている。個人住民税の滞納額の増加は、とくに都道府県の滞納整理に対する関心を高めたといえる。

図2は、滞納残高（累積）（平成22年度決算額）

（43・6%）、固定資産税6543億円（5・6%）、

都市計画税813億円（5・6%）である。

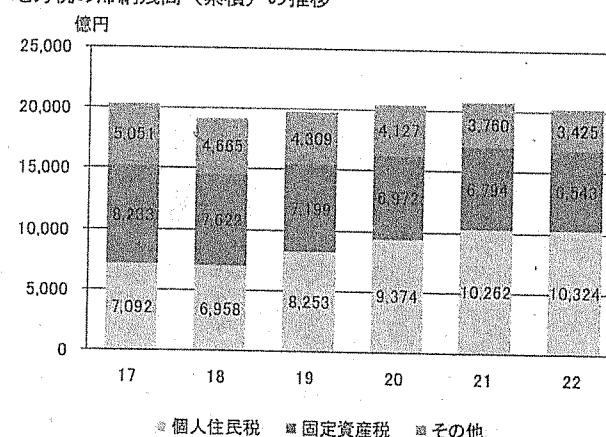
道府県税に比べて圧倒的に多くの滞納が市町村税で生じていることを確認できる。道府県税と市町村税にはもともとの税収規模に相違があるとはいえ、市町村税の累積滞納額はこの相違を超えて大きなものとなっている。市町村民税の累積滞納額を大きくしている要因は、固定資産税の滞納である。個人住民税において市町村の滞納額が大きくなってしまうことは、制度上、仕方のないことである。図2では、固定資産税と都市計画税を分けて示しているが、実際には、両税の滞納は同時に発生する場合が多いと思われる。両税を合わせた累積滞納額は7356億円（50・8%）である。市町村にとっては、個人住民税だけではなく、固定資産税から生じる滞納を処理することも大きな課題である。

図3は、平成17年度以降の地方税の徴収率の推移を示している。道府県税、市町村税のいずれにおいても、

は確かにはあるが、逆に、その分だけ徴収の漏れを含めて収入確保における自己責任の割合が大きくなつたのである。従来と同じ徴収率を維持していたら、逃した徴収額は多くなってしまうのである。

図1は、平成17年度以降の地方税の滞納残高（累積）の推移を示している。税源移譲前は地方税における滞納残高の最大シェアは固定資産税が占めており、平成18年度の場合、固定資産税が7622億円（39・6%）、個人住民税が6958億円（36・2%）となっている。平成19年度を境にして、個人住民税と固定資産税の滞納残高は逆転する。その後、とくに個人住民税のシェアは高まることになり、平成22年度には個人住民税が1兆324億円（50・9%）、固定資産税が6543億円（32・2%）である。図1からわかるように、滞納額の合計としては、そんなに大きく変化しているわけではない。変化したのは滞納税目のシェアであり、個人住民税のシェアが高まったということになる。

図1 地方税の滞納残高（累積）の推移



(注) 1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。

2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

(出所) 総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000165257.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000165257.pdf)

図1から図3では、最近の地方税の滞納の状況を  
道府県における徴収漏れとなる。

ても平成18年度から21年度にかけて現年課税分で徴

収率が低下している。徴収率の低下を示すこの期間は、全国的に「地方税滞納整理機構」が検討・設立された期間と重なる。税源移譲によって地方税源を充実させたときに生じた徴収率の低下は、否が応でも

も税務行政において滞納整理に対する関心を高めた

だろうと推察される。

図3からは、すべての年度で、また現年課税分、

滞納繰越分のいずれにおいても、わずかな差ではあるが、市町村税の徴収率が道府県税の徴収率を常に下回っていることを確認できる。市町村税の徴収率

が道府県税の徴収率を下回ってしまうのは、もっぱら制度的な要因によるものである。とはいっても、本

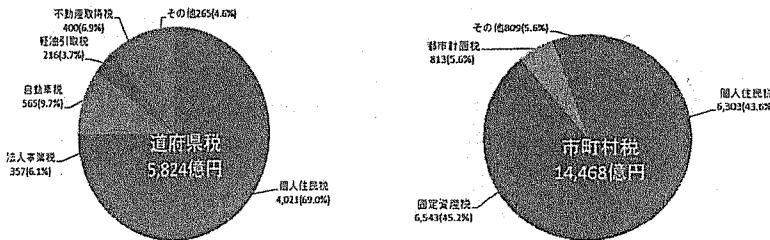
來であれば得られたはずの収入を取り逃していることは変わらない。また、実際のところ、個人住民税では、市町村における税の徴収漏れはそのまま

道府県における徴収漏れとなる。

確認してきた。これらの図から示唆される税の滞納の現状は、税の滞納整理の共同処理の仕組みが積極的に利用されるようになつた直接的で現実的な背景であるといえる。

ところで、今日、このようにして共同処理の仕組みによる税の滞納整理への取組みが拡大したことの背景には、地方行政改革におけるニュー・パブリック・マネジメントの議論があると考えられる。そこで、各種の施策や事務事業の遂行においてで検討され、指定管理者制度やPFI制度などが導入されるとともに、多くの行政直営事業が民営化された。そこでは、当然、税務行政も議論の対象になる。しかしながら、税務行政は権力行政そのものであり、ことなどによって民営委託を行なうに際しては、とくに慎重な配慮が必要である。たとえば、総務省自

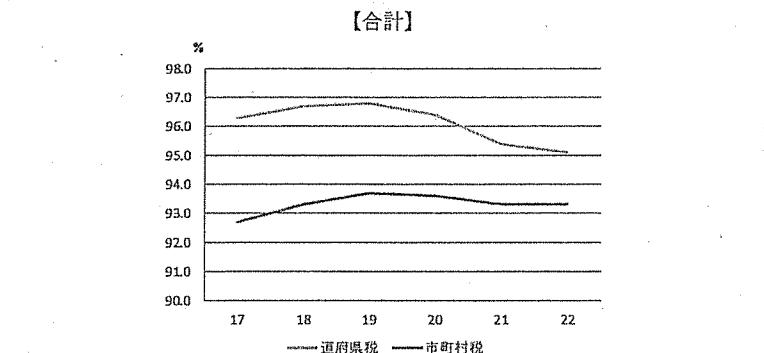
図2 地方税の滞納残高（累積）内訳（平成22年度決算）（単位：億円）



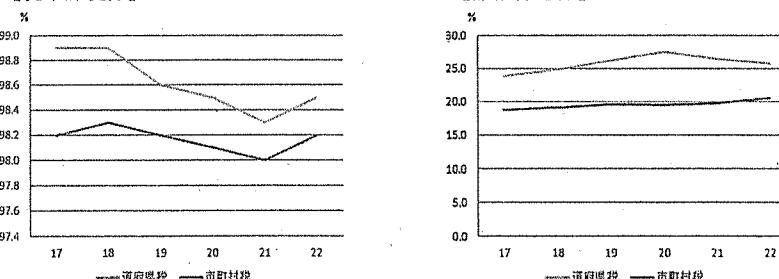
(出所) 総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000165256.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000165256.pdf)

図3 地方税徴収率の推移



【現年課税分】



(注) 道府県税は地方消費税を控除して算出。

(出所) 総務省『平成24年版地方財政白書』

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/chihou/24\\_data/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/24_data/index.html)

年9月13日)によって、(地方税の徴収に関する民間開放についての総務省の見解の概略を示せば、次のようにになる。

○地方税の徴収等に関連する業務については、これまでも地方団体の判断に基づき、納税通知書等の印刷、封入、発送業務や税に関するシステムの作成・維持管理などの業務について、これまでも広く民間委託が行なわれてきたところである。

○納税者に関する秘密情報の保護について問題を生じることがないよう特段の配慮を行なった上で、地方税の徴収について、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を一層推進するよう、地方団体に対し依頼を行なつたところである。

○また、この通知においては、「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないもの」の、「当該公権力の行使に関連する補助的な業務

を民間委託することまでを禁じてはいる訳でない」とを明記した上で、民間委託が可能な業務の例として、「滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務」や「インターネットオークションによる入札関係業務」「差押動産の専門業者による移送・保管業務」などをあげている。

○なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実をお知らせすることや、滞納者の地方税を収納するといつた業務について民間委託することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報を、それらの情報が管理されている庁舎の外に持ち歩かざるを得ないこと等から、特に慎重に保護することを要する納税者に関する情報の取扱いが適正に行なわれるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。

ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押」等については、公務員の中でも特に強い守秘義務

務が課された徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、地方税の徴収を包括的に民間委託することはできないものと考えられる。

つまり、滞納整理を含んで地方税の徴収を包括的に民間委託することはできないのである。民間委託の可能な範囲は限定的なのである。もちろん「自主的納付の呼びかけ」などの限定的かつ補助的な範囲では、民間委託が可能であり、むしろ積極的に民間委託によって「徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する」ことが重要である。しかしながら、あくまでも補助的な範囲であり、包括的な対応には限界があるのである。

租税の性格を踏まえればこのようにして民間委託に限界があるとの見解は当然のことである。とはいっても、税務事務の効率化にとっては壁である。この壁を越える方法として注目されたのが、共同処理のや

り方であり、広域行政の手法といえる。実際のところ、地方税の滞納整理においては、滞納整理に関わるノウハウが税務職員に不足していることが従来から懸念されており、また、税務職員と地域住民の距離がある程度離れている方が望ましい場合が多いことも指摘されていた。そうだとすれば、専門家からのアドバイスや助言を受けつつ広域的に共同処理すれば、スマートな滞納整理が可能となる。結果として、限定的な利用の民間委託に代わる方策として、地方団体間における広域的な連携が税務事務では模索されたといえる。

その他にも、近年、多くの地方団体で行われている「行政評価」や「事務事業評価」といった評価制度もまた、徴収率の向上と滞納整理に対する関心を高めたと考えられる。そこでは、しばしば徴収率の向上が数値目標をもつて行政課題のひとつとして掲げられる。毎年の、あるいは事業終了年度における評価においては、地域住民が参加した「外部評価委

員会」によって目標の達成状況が評価される。税の滞納に対する住民の視線は非常に厳しい。それを放置している行政に対しては更に厳しい視線が浴びせられる。税の滞納は、税の公平性に関わる問題であり、行政に対する信頼に関する問題となる。地方団体は、行政に対する信頼の問題として、徴収率の向上や税の滞納処分に取り組むことが求められるのである。

### 3 固定資産税における家屋評価の広域化・共同化の背景

ところで、このような税務事務（とくに滞納整理）の広域化・共同化の背景とは異なる文脈が、固定資産税評価には存在する。ここでは、固定資産税評価の広域化・共同化にかかる背景として、家屋の比準評価の経緯を紹介する。

固定資産税における家屋の評価においてもつとも

曲解  
東山

法として位置づけられており、また比準評価としても部分別比準評価と総合比準評価の中間的な評価方法を採用することも可能である。しかしながら、現在に至るまで、家屋の評価において比準評価の利用はほとんど進展していない。それにはこれまでいくつかの理由が指摘されているが、ここでは比準評価による評価額を説得的なものとするためには、一定数以上の家屋が必要であるということを指摘しておきたい。ある程度の規模で家屋が存在していないことには、適正に比準評価ができるのである。とくに小規模団体においては、圧倒的に評価対象家屋数が不足するのである。

家屋評価の効率化を図るために手法として従来から設けられてきた比準評価の仕組みを利用するため、改めて注目されたのが固定資産税における評価事務の広域化・共同化である。部分別評価の方法は手間がかかりすぎる。最近の税務行政が置かれている環境の厳しさを考えると、このような手間隙をか

よく用いられる方法は、部分別評価の方法である。この方法は、直接、評価対象家屋の再建築価格を算定するという意味においては適正な評価に資するというメリットをもつものではあるが、いかんせん評価の作業に手間がかかることが悩みの種である。家屋評価において部分別評価を行うことに伴う作業量の膨大さや評価手続の煩雑さは、すでに昭和39年度に固定資産評価基準を制定した当時から認識されており、そこでは評価基準上、部分別比準評価の仕組みが設けられていた。しかしながら、原則は部分別評価とされ、比準評価はあくまでも特例としての位置づけであった。その後、昭和42年度には部分別比準評価に加えて総合比準評価が創設され、平成10年度には（部分別・総合）比準評価が部分別評価と同等の基本的な方法として位置づけられるようになつた。さらに平成12年度には、部分別比準評価と総合比準評価が統合される。

現在では、部分別評価と比準評価は同等の評価手

けたやり方が今後也可能であるという保障はない。とすれば、どこかで評価事務の効率化を図つておかなければならぬ。そのための環境整備として、広域化・共同化が注目されるのである。

## III 共同処理の仕組みと税務事務

### 1 共同処理の仕組みの概要

平成23年5月の地方自治法改正は、「地方公共団体が事務を適切かつ効率的に処理することができるようにするため、共同設置できる対象を「機関（委員会又は委員）及び職員」に加え、「行政機関、議会事務局（その内部組織）、長の内部組織、委員会又は委員の事務局（その内部組織）、議会の事務を

補助する職員」にも拡大<sup>(8)</sup>した。これは、地方公共団体の組織や運営の自由度を拡大させることを意図した改正である。これにより、地方団体は税務課を複数の地方団体で共同設置することなどが可能となる。この改正は、税務事務の広域化・共同化を地方自治法として後押しするものと理解することができ

る。

表2（32頁）は、税務事務を共同処理する場合に利用が想定される仕組みの概要である。近年、「地方税滞納整理機構」が税の滞納整理を共同で処理するための組織として全国的な展開を見せておりが、その組織はこれらの仕組みによって運営されている。これらの中、機関等の共同設置、事務の委託、職員の派遣は新たに別法人を設立することなく、簡便なやり方で地方公共団体が連携する仕組みであり、地方自治法上は「地方公共団体相互間の協力」の制度として位置づけられている。一方、一部事務組合と広域連合は、別法人である特別地方公共団体を地

方公共団体の組合として設立する仕組みであり、簡便さはないが、権限の範囲も広く、責任の所在等も明確になるというメリットがある。これらは、「地方公共団体の組合」の制度として位置づけられる。

一部事務組合、広域連合、機関等の共同設置の内容は、それぞれ次のようになる。

一部事務組合は、地方自治法第284条から第291条を根拠とし、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は消滅する。その財源には、負担金、手数料などが用いられる。

広域連合は、地方自治法第291条の2から第291条の13を根拠とし、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は消滅する。その財源には、負担金、手数料などが充てられる。

一部事務組合と広域連合の処理する事務に関して比較すると、前者は構成団体に共通する事務（複合的一部事務組合の場合には、全市町村に共通する事務である必要はない）であるのに対して、後者は広域にわたり処理することが適当である事務であり、必ずしも構成団体間で同一の事務である必要はないといつた違いがある。また、広域連合では国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができる

る。

これらの広域連携の仕組みは、機関等の共同設置においても一部事務組合、広域連合においても、事務の共同処理であると同時に、「地域と地域との間の連携の仕組みとしての意義」<sup>(10)</sup>を有しているとされるところであるが、とくに広域連合は「より政策的で、弾力的、機動的な広域行政機構としての性格を持つ」ものと観念されている。つまり、「地方公共団体の組合のうちでも、一部事務組合（中略）は、戦前の市制・町村制当時の制度を継承したもので、事務の共同処理方式の一形態という性格を有している。その意味では、地方公共団体の協議会や機関の共同設置又は事務委託、就中、協議会と近い機能のものといえ、多分に、普通地方公共団体の機能の補完的性格をもつものといえよう。しかし、平成6年に制度化された広域連合は、単に『事務の共同処理方式』という性格にとどまらず、広域にわたり処理することが適當であると認められる政策・事務につ

いて、広域計画を通じた共通化又は一体化や連絡調整などの機能を有することもできる、より政策的で、弾力的、機動的な広域行政機構としての性格を持つものと考えられる。住民をも構成員としていることや、組織する地方公共団体に対して一定の勧告ができるなど、さらには、国等の事務の配分も受けることができるなど、従来の組合になかった新しい仕組みが設けられ、新しい権能が与えられていることからも、広域連合はそれまでの組合の性格の枠内にとどまらないものといえよう」<sup>(11)</sup>。

機関等の共同設置はこれらの仕組みの中でもっとも新しく制度改正がなされたものである。税務事務の共同処理として、たとえば税務課を共同で設置する場合には、「長の内部組織」の共同設置が当てはまる。機関等の共同設置の仕組みが新たに拡充されたことの意図は、この仕組みの利用を積極的に促すというよりも、地方公共団体が事務を共同処理するに当たっての選択肢を拡大することにあるといえる。

表2 広域連携の仕組み

共同処理制度		制度の概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
	職員の派遣	地方公共団体が他の地方公共団体の求めに応じて職員を派遣する制度。
別法人の設立をする仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適當であると認められる事務を処理するための設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

（出所）総務省資料「広域連携の仕組みと運用について」を一部抜粋し、加筆。

## 2 税務事務における共同処理

この意味では、広域連合の制度を設けた場合のようないいえないが、な積極的で強い意義を有するものとはいえないが、しかしながら、地方公共団体にとっては事務処理の自由度が高まるものであり、裁量の範囲を拡大するという点においては大きな意義をもつといえる。

表3（36頁）は、地方税課税事務の広域化・共同化の動きとして、地方税滞納整理機構などの設立の状況をまとめている。広域連合として組織が設けられている場合が若干あるが、ほとんどは一部事務組合か任意組織（相互併任）の方式によって組織を設けており、平成19年を境にして多くの機関が設立されたことを確認できる。近隣の市町村で定期的に勉強会や研修会を行なうなどのレベルまで含めると、地域間での連携はさらに増加する。

これらの機関は、税の滞納整理を中心に、普及啓

変が容易」といった利点が大きく作用したものといえる。また、実際のところは、任意組織であったとしても、市町村とは別組織としての「滞納整理機構」の名称を使うことによって、ある程度のアナウンス効果が期待できると考えられる。

総務省「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」報告書は、「税務部門全体を共同処理」した場合の効果も検証している。それは次のような。「滞納整理部門をこえて、税務部門全体に共同処理を活用することとも考えられる。一定のルールに基づいて公平で客観的な執行が求められる部門であるという意味で事務の定型性が高いこと、固定資産評価など専門的なものが含まれることから、税務部門全体としても共同処理に適している」。「税務事務の共同処理に関しては、事務の一部だけでなく、税務部門全体を共同処理の対象とすることで、課税状況全般の把握など課税部門と徴収部門の連携による効果的な徴収

が可能になる。また、各団体に共通する事務の効率化も期待できる」。「税務部門の性質上、各構成団体が責任と権限を残しつつ事務の共同化ができる共同設置は、活用しやすい選択肢と言える」。「ただし、この場合、個々の事務の執行に関しては、その責任

は各構成団体が負うことになるため、個々の職員の職務権限や不法行為等があつた場合の責任について情報の範囲が構成団体全体に広がるだけに、個人情報の保護や守秘義務について職員に徹底することが必要である」。「また、共同設置を行つた場合、当該組織の内部においては指揮命令が一元化されるが、組織全体としては複数の指揮命令に属することになる。このため、事務の管理・執行に当たつて構成団体間での調整が必要な場合も考えられる。同一人物が構成団体であるA市の市民税とB町の固定資産税を滞納している場合における徴収の優先順位など、事前に想定される執行上の課題については構成団体

- 発や職員研修など類似の業務を行なっているが、組織形態は一部事務組合の場合と任意組織の場合と大別される。それぞれの仕組みにおいて税の滞納整理の共同処理を行なった場合、どのような効果があるかを総務省「地方公共団体における事務の共同処理に関する研究会」（平成21年）の報告書によつて整理すると次のようになる。
- 滞納整理に関する一部事務組合・広域連合を設置
  - 一部事務組合等の権限で滞納整理を実施。（地縁関係の影響を低減できる。）
  - 組合名で差押え等を行うことによるアナウンス効果が大きい。
  - システム構築や条例・規則の整備等、準備の負担が大きくなる。
  - 構成団体の共同徴収組織への依存が強まる懸念がある。
- 滞納整理に関する機関等の共同設置
  - 各構成団体の徴収権限が残るため、課税部門との連携を図りやすい。
  - 一部事務組合・広域連合と比較してアナウンス効果が小さくなる。
    - →長所、●→短所

- 課税部門との連携が取りにくくなるほか、案件の移管作業など事務が煩雑になりがち。
- 初期コストが小さい。
- 組織改編が容易。
- 処分は各首長名で行うため、地縁関係の影響を受ける可能性がある。
- 職員の身分扱いが不明確。
- 滞納整理に関する機関等の共同設置
  - 各構成団体の徴収権限が残るため、課税部門との連携を図りやすい。
  - 一部事務組合・広域連合と比較して初期コストが小さい、組織改編が容易。

# 1 後志広域連合<sup>(1)</sup>

## IV 事例紹介

間でルールを定めておくことが望ましい」。  
税務部門全体を共同処理するためには、高いハーネスが存在する。そのひとつが、固定資産税評価である。報告書の述べる通り「専門性の高さ」という点においては確かに共同処理に適しているが、逆に高すぎる専門性の故に裁量と経験によるところが大きくなる専門性の故に裁量と経験によるところが大きい。共同処理を行なうためには十分な準備が必要である。しかしながら、固定資産税評価を含めて税務部門の全体を共同処理することが実現すれば、その効果は極めて大きなものになるとも予想されるのである。

- ・構成団体】後志総合振興局管内16町村（人口6万1333人（平成23年3月末現在））
- 【設立年月】平成19年4月
- 【処理する事務】
  - ・税の滞納整理事務（平成19年度より事務処理実施）
  - ・介護保険事務（平成21年度より事務処理実施）
  - ・広域化の調査研究業務

後志広域連合では、4つの課が設けられており、そのうちのひとつとして「税務課」が税の滞納整理事務を担当する。税務課は、町村税と個人住民税の滞納整理事務に関連した事務として、財産調査、財産差押え、公売、滞納処分の執行停止判定等を行なう。町村からの引受け基準は、滞納額累積事案、大

間でルールを定めておくことが望ましい」。

税務部門全体を共同処理するためには、高いハーネス

表3 地方税課税事務の広域化・共同化の動き（平成24年9月現在）

都道府県	名称	設立・業務開始	性格
北海道	渡島・檜山地方税滞納整理機構	平成16年	一部事務組合
	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	平成19年	一部事務組合
	十勝市町村税滞納整理機構	平成19年	一部事務組合
	日高管内地方税滞納整理機構	平成19年	一部事務組合
	後志広域連合	平成19年	広域連合
	上川広域滞納整理機構	平成21年	一部事務組合
青森	青森県市町村税滞納整理機構	平成24年	一部事務組合
岩手	岩手県地方税特別滞納整理機構	平成18年	任意組織
宮城	仙南地域広域行政事務組合	平成17年	一部事務組合
	宮城県地方税滞納整理機構	平成21年	任意組織
秋田	秋田県地方税滞納整理機構	平成22年	任意組織
福島	福島県会津地域地方税滞納整理機構	平成22年	任意組織
茨城	茨城租税債権管理機構	平成13年	一部事務組合
栃木	栃木県地方税滞納整理推進機構	平成19年	任意組織
千葉	千葉県滞納整理推進機構	平成19年	任意組織
神奈川	神奈川県地方税収対策推進協議会	平成8年	任意組織
新潟	新潟県地方税徴収機構	平成21年	任意組織
富山	富山県市町村総合事務組合	昭和37年	一部事務組合
石川	石川県中央地区地方税滞納整理機構	平成24年	任意組織
福井	福井県地方税滞納整理機構	平成21年	任意組織
山梨	山梨県地方税滞納整理推進機構	平成20年	任意組織
長野	長野県地方税滞納整理機構	平成22年	広域連合
静岡	静岡県地方税滞納整理機構	平成20年	広域連合
愛知	愛知県地方税滞納整理機構	平成23年	任意組織
三重	三重地方税回収機構	平成16年	一部事務組合
滋賀	甲賀広域行政組合	平成16年	一部事務組合
	滋賀地方税滞納整理機構	平成20年	任意組織
京都	京都地方税機構	平成21年	広域連合
和歌山	和歌山地方税回収機構	平成18年	一部事務組合
鳥取	鳥取県地方税滞納整理機構	平成22年	単独開設
岡山	岡山県市町村税整理組合 岡山県滞納整理推進機構	昭和33年 平成21年	単独開設 任意組織
広島	山県郡町村税等滞納整理組合 広島県地方税徴収対策推進協議会	昭和30年 平成18年	一部事務組合 任意組織
	徳島滞納整理機構	平成18年	単独開設
香川	大川広域行政組合 三観広域行政事務組合 小豆地区広域行政事務組合 中観広域行政事務組合 香川滞納整理推進機構	昭和45年 昭和46年 昭和46年 昭和46年 平成17年	一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 単独開設
	愛媛	愛媛地方税滞納整理機構	平成19年
	高崎広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 南国・香南・香美租税債権管理機構	平成16年 平成20年 平成24年	
	佐賀	佐賀県滞納整理推進機構	平成21年
長崎	長崎県地方税回収機構	平成22年	

口滯納事案、滯納処分が必要な事案、税の公平性を欠く事案、不動産公売事案、広域調査事案、遠隔地居住事案、整理困難事案、処分停止事案とされている。

広域連合による滞納整理の効果は、平成23年度において、事前予告効果（アナウンス効果）が9.47万円であり、直接的効果は5355万円、合計で6305万円である。徴収率は27・3%である。平成19年度の設立時からの効果の合計は、事前予告効果が1億2540万円であり、合計で4億3757万円となっている。効果額は減少の傾向にあり、とくに事前予告効果の減少が大きい。

## 2 青森県市町村税滞納整理機構<sup>(13)</sup>

【名称】青森県市町村税滞納整理機構

【性格】青森県市町村総合事務組合の局としての位置付け

【構成団体】青森県内の36市町村  
【設立年月】平成24年4月  
【処理する事務】

・構成団体から移管された市町村税（国保税（料）を含む）の滞納事案に係る滞納整理

① 徴収金の徴収

② 滞納者に係る財産の調査・差押え

③ 差押財産の換価（取立てを含む）・配当

④ 滞納処分の執行停止・不納欠損処分の判定

・滞納整理に関する研修会の実施

【負担金】

・機構の運営に必要な経費を構成団体である市町村が応益による負担をする。

・負担方法は、移管件数割額、徴収実績割額とする。

青森県市町村税滞納整理機構は、市町村税等の滞納整理を市町村と共同して行なう専門機関として、青森県市町村総合事務組合を母体として設立され、総合事務組合内における局として位置づけられている。

る。構成団体は、青森県内36市町村であり、青森市、十和田市、むつ市が未加入である。母体となる青森県市町村総合事務組合は、「青森県町村会に事務局をおく4つの一部事務組合を統合し、総合的に運営することにより事務の効率化、事務経費の節減合理化等を図るため、平成19年4月に設立」されたものである。

総合事務組合の構成団体は、7市、30町村、29事務組合、3広域連合である。事業内容は、消防、災害などが挙げられている。これらのうちで税の滞納整理に関する事務の部分を滞納整理機構が処理することになる。

設立されてまだ間もないが、徴収率は3・6%であり、徴収金額は8812万円である。

## 3 栃木県地方税滞納整理推進機構<sup>(14)</sup>

【名称】静岡地方税滞納整理機構

【性格】広域連合

【構成団体】県及び県内全市町村

【設立年月】平成20年1月

【処理する事務】

・滞納処分及びこれに関連する事務

・徴収業務に関する構成団体からの相談業務

・構成団体の職員に対する税務研修事務

・軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書又は報

告書の受付、審査、保管及びこれらに関連する事務

・静岡地方税滞納整理機構は、税の滞納整理を共同

処理することを目的に設立された広域連合である。

機構の効果は、平成23年度の徴収率が32・2%であ

り、徴収金額は6億9374万円となっている。特

徴的な取組みとして、軽自動車税や自動車取得税に

関連する事務を扱っている。

5 京都地方税機構

【名称】京都地方税機構

【性格】広域連合

【構成団体】京都府及び京都市を除く京都府内市町

村

【設立年月】平成21年8月

【処理する事務】

・法人府民税、市町村民税、事業税、地方法人特別

税に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及び

これらに関連する業務

・地方税、国民健康保険税に係る滞納事案のうち、

構成団体が広域連合への移管の手続を行なった事

案に係る滞納処分及びこれらに関連する事務

・構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研

修事務

・賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支

援に係る業務

・地方税の税額を共同で算定するために必要な電算

システムの整備に関する事務

京都地方税機構は、地方税に関する業務を共同し

て行うこととして設立された広域連合である。

税の滞納処分に関する業務だけではなく、法人関係

税を扱うところにその特徴がある。移管額の徴収実

績は、平成23年度で、現年課税分が65・1%、滞納繰越分が23・7%となつており、合計で徴収率40・8%である。

## 6 家屋の比準評価

### (固定資産税評価の広域化)

は評価事務の効率化に大きく貢献するといえる。<sup>103</sup>

【磐田市(静岡県)】

△比準評価導入のきっかけ

・家屋内に立ち入ることへの納税者の不安全感と不信感

・担当職員の能力向上まで時間がかかる

・評価した家屋の作図に時間がかかる

・業務の簡素化や効率化が求められる時代

・徴税コストの削減

△効果と問題点△

○調査、入力時間の大幅な短縮

○どの職員が評価しても同じ結果に

●対応できない家屋の存在

●建築方法の変化や評価替えへの対応

【横浜市】

△導入の経緯△

次に紹介するのは、固定資産税における家屋評価の広域化として比準評価を導入した磐田市と横浜市の事例である。比準評価がうまく行くかどうかのポイントは、比準表の作成であり、これに関連することとしての部分別評価の場合との誤差をどの程度に設定するかである。横浜市では5%程度に設定している。このようにして作成された比準表が「適正な評価」として妥当なものとされるならば、比準評価

・平成元年度から送付した課税明細書により膨大な課税誤り(滅失漏れ、住宅用地の適用誤り等)が

発覚したことが直接の契機

複雑な計算過程の簡素化を図り、計算誤りを防止するとともに、調査事務に力を注ぐ目的

△比準評価方法の策定△

・市内家屋における価格形成要因の調査を行い、タ

イプを分類し、標準家屋を設定

・価格に大きな影響がある主要な要因を選定し、

各々の要因における標準家屋との差異による価格への影響度合い（格差率）を定めた比準表を整備△比準評価の特徴△

① クラスは、木造8種類、軽鉄4種類、RC4種類

② 比準表は、評価替え年度ごとに見直す

↓比準評価した新築家屋のうち、一定数をサンプルとして分析し、格差率やクラスを見直し

↓部分別評価との誤差△平均5%以内を目標

③ 比準評価できない家屋の例（木造専用住宅）

・延べ床面積50m<sup>2</sup>未満、又は200m<sup>2</sup>以上

・用途又は構造が異なる部分があるもの

・増改築の家屋又は古材使用の家屋

・外壁にタイルを20%以上使用している家屋

・著しく程度の良い又は悪い家屋

## 7 全体の傾向

全体的な傾向としては、任意組織や一部事務組合のやり方によって税の滞納整理を共同処理しているケースが多いといえる。しかしながら、税の滞納整理を超えて、税務部門全体にまで共同処理を広げる場合には、現在のところ、広域連合の形を採用するケースが多いかもしれない。

共同処理を実施する場合の留意点として、これまでに触れていない点をひとつ挙げておけば、職員の確保があれば、同一市町村内においても可能である。共同処理を行うために新たに組織を設ける場合、その業務に何人の職員を専従させることができが可能であるか、兼務の場合に担当する業務量がどう

の程度になるかなどが懸念される。これは、相互併

任方式による任意組織の場合であつたとしても広域連合の場合であつたとしても同様である。現員を増やすさずに対応する場合には、事前に十分な調査と準備が必要である。

すでに整理したように税務事務の共同処理とその方法との関係には、それぞれ一長一短があり、優劣はつけがたい。しかしながら、ある程度の適合性はあるよう考へられる。任意組織での共同処理は、たとえば税の滞納整理などといったようにあらかじめ特定の事務を定めておいて、その事務のみについて、たとえば県職員や外部の専門家からの支援を受けて、共同で処理を行うといった場合に適しているよう考へられる。逆に、共同処理する税務事務の範囲を滞納整理以外にも広げ、将来的には税務事務の全部を共同処理することを視野に入れているような場合には、そして参加する団体が県内全域にわたるような場合には、広域連合のような形が馴染みや

すいといえる。

固定資産税評価の広域化は、たとえば家屋の比準評価の導入のような場合には、ある程度の家屋数が確保できれば、同一市町村内においても可能である。比準評価を導入した市からは、評価事務に伴う作業量の大幅な軽減と徴税コストの削減が実現できたとの報告がある。今後の課題は、複数の市町村が共同して比準表を作成するなどの取組みであろう。

## おわりに

越える意義をもつものである。たゞ、税務事務の広域化・共同化は、単に徴税コストの削減につながるだけではなく、税務職員の能力の向上に寄与し、課税の適正性や公平性を向上させる。本稿が、税務事務の広域化・共同化に役立つ、適正で公平な課税に貢献するのを期待したい。

- (社)
- (1) 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>
  - (2) 総務省資料 [http://www.soumu.go.jp/kouiki/pdf/H22\\_7\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/kouiki/pdf/H22_7_1.pdf)
  - (3) 総務省『地方公共団体の事務の共同処理の状況調査』における「第3表 事務の種類別共同処理の状況」
  - (4) 従来は税務事務（徴税事務）を円滑に進めていく役割の一端を「納税貯蓄組合」が担っていたところがあるが、近年では同組合への補助金（奨励金）の廃止な
  - (5) 総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/jimu\\_kyoudo/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jimu_kyoudo/index.html)
  - (6) (財) 資産評価システム研究センターの報告書『地方税に関する資産課税のあり方に関する調査研究』(平成18年3月) による。
  - (7) (財) 資産評価システム研究センターの報告書『地方税に関する資産課税のあり方に関する調査研究』(平成18年3月) による。
  - (8) 総務省資料 <http://www.soumu.go.jp/kouiki/pdf/kyodosyorigaiyou.pdf>
  - (9) 総務省資料 <http://www.soumu.go.jp/kouiki/pdf/kyodosyorigaiyou.pdf>
  - (10) 『新版逐条地方自治法（第5改訂版）』 1-130(一)(10) 『新版逐条地方自治法（第5改訂版）』 1-422(一)

- (1) 後志広域連合ホームページ <http://www.shiribeshikouki.jp/>
- (2) 青森県市町村税務滞納整理機構ホームページ <http://www.aomori-kikou.jp/>
- (3) 青森県市町村税務滞納整理機構ホームページ <http://www.aomori-kikou.jp/>
- (4) 栃木県地方税滞納整理推進機構ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/b08/houdou/documents/gainenzu.pdf>
- (5) 静岡地方税滞納整理機構ホームページ <http://www.shizu-zeikikou.jp/index.html>
- (6) 京都地方税機構ホームページ <http://www.zaimukyodoka.jp/>
- (7) (財) 資産評価システム研究センター『固定資産税に関する議論』(平成24年2月) および『船用』
- (8) 筆者は統計的には妥当なハベルド分布を用いています。

(平成22年7月)

<http://www.soumu.go.jp/kouiki/pdf/H22.7.1.pdf>

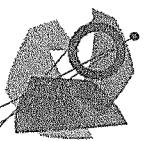
栃木県地方税滞納整理推進機構ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b08/houdou/documents/ganinenzu.pdf>

内閣府「規制改革・民間開放推進会議」資料

[http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2004/1027/item\\_041027\\_02.pdf](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2004/1027/item_041027_02.pdf)

松本英昭『新版逐条地方自治法（第5改訂版）』（平成22年4月）



「何」が知りたい

## 最新税務Q&A

住民税関係	山口 一雄・住民税研究会
固定資産税（課税）関係	柏木 修一
固定資産税（評価）関係	山田 明
市町村税関係――事業所税	濱野 正子
徴収関係	地方税徴収問題研究会
国税関係I――所得税	長濱美和子
国税関係II――相続税	平野 祥久

87 83 75 67 59 54 48